

市川市協定樹木管理等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、巨木等の保存を図り、もって良好な都市環境の形成に資するため、協定樹木の管理等を行うものに対し、市川市協定樹木管理等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「協定樹木」とは、市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱（平成14年2月28日施行）に基づく協定（以下「協定」という。）を市と締結したものが所有し、又は管理する当該協定の対象となっている樹木をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、市と協定を締結したものとする。

(補助対象行為)

第4条 補助金の交付対象となる行為は、補助対象が行う協定樹木を良好な状態に維持するために必要な剪定、整枝その他の行為及び枯損し、又はそのおそれがある協定樹木の伐採（以下これらを「伐採等」という。）とする。

(補助金の額)

第5条 剪定等に対する補助金（以下「剪定等補助金」という。）の額は、剪定等に要する費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。

2 伐採等に対する補助金（以下「伐採等補助金」という。）の額は、伐採等に要する費用に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは、20万円とする。

3 前2項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、市川市協定樹木管理等補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 剪定等補助金に係る前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 剪定等に要する費用を証する書類
- (2) 剪定等をする前の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 補助金の交付の決定を受けたものは、当該決定に係る協定樹木について、その決定があった日の属する年度の翌年度及び翌々年度においては、補助金の交付の申請をすることができない。

(決定の通知)

第 7 条 規則第 6 条の規定による通知は、市川市協定樹木管理等補助金交付可否決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(変更等の承認の申請)

第 8 条 規則第 8 条の承認を受けようとするものは、市川市協定樹木管理等補助金交付事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市協定樹木管理等補助金交付事業（変更・中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第 4 号）により当該申請書の提出をしたものに通知するものとする。

(実績報告)

第 9 条 規則第 1 3 条の実績報告は、市川市協定樹木管理等補助金交付実績報告書（様式第 5 号）によるものとする。

2 剪定等補助金に係る前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 剪定等に要した費用を証する書類
- (2) 剪定等をした後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

3 伐採等補助金に係る第1項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 伐採等に要した費用を証する書類

(2) 伐採等をした後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市協定樹木管理等補助金額確定通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条の交付請求書は、市川市協定樹木管理等補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。